

飛騨野菜出荷組合 野菜生産資機材有効活用システム

高額資機材（10万円超）の取扱いに係る基本指針

1. 高額資機材取引の基本指針

- ①出し手生産者には「産地基盤維持のための不要資機材の有効活用の取組み」に協力するという観点で希望価格を設定いただくよう求める。
- ②現状渡しを基本とし、ノークレーム・ノーリターンとする。
- ③その後の故障等のリスクもあるため、JA農機・資材担当者による査定・メンテナンスを実施することを推奨する。

2. 高額資機材取引の手順

- ①出し手組合員の希望価格が10万円を超える資機材に対するマッチングがあった場合、受け手組合員へ査定・メンテナンスを提案・推奨する（事務局より）。
- ②受け手組合員が、査定・メンテナンスを希望した場合、JA農機・資材担当者が対象資機材を査定する（メンテナンス料の見積り含む）。
- ③査定額を出し手組合員に提示し、価格の了承を得た上で、JAの手数料（メンテナンス料含む）を受け手生産者へ提示する。
- ④受け手組合員の了承が得られれば、JA取扱いの中古農業機械・資材として取引を実施する。
- ⑤受け手組合員が、査定・メンテナンスを希望しなかった場合、ノークレーム・ノーリターンの基本に則って、出し手組合員との取引を進めてもらう。